

委員会提出議案第1号

地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定  
の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項  
及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月19日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡本安弘

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定(平成 18 年 3 月 8 日議決)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。</p> <p>(1) 1 件 5 万円以下の現金、有価証券又は物品若しくは占有動産を亡失し、又は損傷したときにおいて、<u>地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項</u>の規定による出納職員等の損害賠償責任の免除に関する事 こと。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。</p> <p>(1) 1 件 5 万円以下の現金、有価証券又は物品若しくは占有動産を亡失し、又は損傷したときにおいて、<u>地方自治法第 243 条の 2 第 8 項</u>の規定による出納職員等の損害賠償責任の免除に関する事 こと。</p> <p>(2)～(8) 略</p>

### 附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。